

だい じょう そうだんとう こま そうだん
第23条 相談等(困ったときに、相談できること)

くに とどう ふ けんしちょうそん しょうがい ひと じぶん き も そ き し えん
国と都道府県市町村は、障害のある人が自分の気持ちに沿って決められるように支援すること(意思決定の支援)を大切にして、障害のある人や家族が相談できるようにしなければなりません。

くに とどう ふ けんしちょうそん しょうがい ひと かぞく し えん ひと そうだん かんけい
国と都道府県市町村は、障害のある人や家族、支援する人などが相談できるように、関係する役所がお互いに協力するようにしなければなりません。国と都道府県市町村は、障害のある人の家族がお互いに支えあうための活動を支援しなければなりません。

だい じょう けいざいてき ふ たん けいげん はら かね すく
第24条 経済的負担の軽減(払わなければならないお金を少なくすること)

くに とどう ふ けんしちょうそん しょうがい ひと しょうがい ひと せいかつ ささ ひと はら
国と都道府県市町村は、障害のある人と、障害のある人の生活を支えている人が払わなければ
かね すく しょうがい ひと じりつ せいかつ ささ ぜいきん やす
ならないお金を少なくし、障害のある人が自立できるようにするために、税金を安くしたり、
でんしゃ うんちん にゅうじょうりょうきん やす ひつよう ほうりつ せいど
電車やバスの運賃や入場料金などを安くするなど、必要な法律や制度をつくらなければなり
ません。

だい じょう ぶんかてきしょじょうけん せいびとう ぶんか かつどう
第25条 文化的諸条件の整備等(文化活動をしやすくすること)

くに とどう ふ けんしちょうそん しょうがい ひと ぶんかげいじゅつかつどう えいが ほん びじゅつ
国と都道府県市町村は、障害のある人が、文化芸術活動(テレビ、映画、本、美術、ダンスな
ど)やスポーツ、レクリエーションができるようにするために必要な法律や制度をつくらなけ
ればなりません。

だい じょう ぼうさいあよ ぼうはん さいがい はんざい まも
第26条 防災及び防犯(災害や犯罪から守ること)

くに とどう ふ けんしちょうそん しょうがい ひと いっしょ く しょうがい
国と都道府県市町村は、障害のある人がみんなと一緒にまちで暮らせるように、障害のあ
ひと せいべつ ねんれい しょうがい ひと
る人の性別、年齢、どんな障害があるか、どんな暮らしをしているかによって、障害のある人を
さいがい じしん つなみ か じ たいふう こうすい はんざい まも ひつよう ほうりつ せいど
災害(地震や津波、火事、台風、洪水など)や犯罪から守るために、必要な法律や制度をつくら
なければなりません。

